

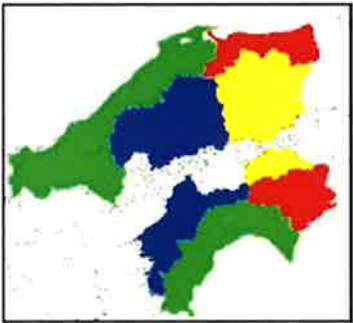
大規模広域的災害等に備えた中国・四国地区歯科医師会の
相互支援体制に関する基本合意書

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県は、東海・東南海・南海地震などの大規模広域的災害等に備え、被災県に対して、効果的な支援活動が行われるよう連携を密にするため、「カウンターパート制による相互支援」並びに「中国・四国地区における広域支援本部の設置」について、次のとおり合意する。

第1 カウンターパート制による相互支援

(1) 中国・四国に甚大な被害を及ぼす大規模広域的災害が発生した場合、被災県の支援ニーズを迅速かつ的確に把握し、速やかに対応するため、予め各県をグループ化し、グループ内の県が被災した際には、直ちに支援するカウンターパート制による相互支援体制を整備する。

【カウンターパート制の各グループ】



	構成県
グループ1（赤色）	鳥取県、徳島県
グループ2（黄色）	岡山県、香川県
グループ3（青色）	広島県、愛媛県
グループ4（緑色）	島根県、山口県、高知県

(2) グループ内の各県は、カウンターパート制による支援が円滑に行われるよう、平時から防災担当職員の相互交流に努め、効果的な支援活動の実現に努めるものとする。

第2 中国・四国地区における「広域支援本部」の設置

(1) 被災県の被災状況に応じた、よりの確な被災地支援を行うため、その年度の中国地方知事会の会長県、四国知事会の常任世話人県の歯科医師会がそれぞれ応援幹事県歯となり、「広域支援本部」を設置する。

なお、その2つの応援幹事県歯の調整役を中国・四国地区歯科医師会連合会の当番県が務める。

応援幹事県歯が被災している場合は、上記調整役の当番県がブロック内各県と調整の上決定する。当番県が被災している場合は、次年度の当番県、不都合ある場合は前年度の当番県が当たる。この場合、当番県と応援幹事県歯が重なる場合もある。

(2) 2地域の「広域支援本部」は、中四国の当番県歯を調整役として災害歯科保健医療連絡協議会と相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災地支援に係る包括的な応援調整を実施する。

以上のとおり合意したことを証するため、この基本合意書9通を作成し、各県歯科医師会の会長が署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年9月29日

一般社団法人 鳥取県歯科医師会 会長

檀 一 郎



一般社団法人 島根県歯科医師会 会長

渡 邊 公 人



一般社団法人 岡山県歯科医師会 会長

小 山 茂 幸



一般社団法人 広島県歯科医師会 会長

荒 川 信 介



公益社団法人 山口県歯科医師会 会長

酒 井 昭 男



一般社団法人 徳島県歯科医師会 会長

森 秀 司



公益社団法人 香川県歯科医師会 会長

豊 島 健 治



一般社団法人 愛媛県歯科医師会 会長

足 澤 恵 三



一般社団法人 高知県歯科医師会 会長

野 村 和 男

